○茨城大学大学院農学研究科早期修了に関する要項

(平成30年3月26日要項第22号)

改正 平成31年2月20日要項第7号 令和4年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城大学大学院学則(昭和43年5月1日制定)第21条第1項及び茨城大学大学院農学研究科規程(平成27年規程第116号)第17条の規定に基づき、茨城大学農学研究科(以下「農学研究科」という。)における修了(以下「早期修了」という。)の認定に関し、必要な事項を定める。

(早期修了の時期)

第2条 早期修了の時期は、1年次終了時又は2年次前学期終了時とする。

(早期修了の申請)

- 第3条 早期修了を希望する者は、1年次前学期終了時(2年次前学期終了時での修了を希望する者は1年次終了時)に次に掲げる書類を所属する専攻長(以下「専攻長」という。)を経て研究科長に申請しなければならない。
 - (1) 早期修了認定申請書(様式1)
 - (2) 推薦書(様式2)
 - (3) 公表論文、掲載決定論文(学術専門誌の掲載決定証明書又はそれに準ずる書類を含む。)又は投稿中論文(学術専門誌への投稿中であることを証明する書類又はそれに準ずる書類を含む。)
 - (4) 履歷書(様式3)
 - (5) 研究業績書(様式4)

(早期修了予定者の認定)

- 第4条 早期修了を申請した者が所属するコースは、前条の書類及び研究経過中間報告会での発表内容に基づき、早期修了予定者の認定結果を専攻長に報告する。
- 2 専攻長は、前項の報告に基づき、早期修了予定者の認定を行う。
- 3 早期修了予定者としての認定を受けた者(以下「早期修了予定者」という。) は、所定の期日までに論文審査願、論文要旨及び修士論文を専攻長に提出しなければならない。

(早期修了予定者の認定登録取り下げ)

第5条 早期修了予定者が早期修了の申請を取り下げる場合は、早期修了予定者認定登録取下願(様式5)を専攻長を経て研究科長に届け出るものとする。

(早期修了審査委員会の設置)

- 第6条 専攻長は、研究科委員会の議を経て早期修了審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は次のように組織され、委員長は互選により決定する。
 - (1) 各コースにおいて東京農工大学大学院連合農学研究科における主指導教員 資格を有す教授 各1人
 - (2) 早期修了予定者の専門分野と関係が深い教員 1人以上
 - (3) 早期修了予定者の専門分野と関係が深い学外有識者 若干人

(早期修了の判定)

第7条 委員会は、第3条に規定する申請書類及び第4条第3項に規定する論文審査

- 願、論文要旨及び修士論文により、次に掲げる要件について審査を行い、早期修 了の認定の可否を審査する。
- (1) 修士論文を構成している研究内容の全部又は一部が、以下に規定する日本 国内学術誌又は国際学術誌に、筆頭著者の学術論文として掲載又は掲載が決定 していること。
 - ア 日本国内学術誌については、以下の(ア)又は(イ)のいずれかを満たす学術 研究団体が発行するレフェリー制のある学術雑誌であること。
 - (ア) 日本学術会議会員推薦管理会による協力学術研究団体に記載された団体で、次に掲げる要件を全て満たす団体。
 - ① 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。
 - ② 学術研究の向上発達を図るための活動が3年を超えて行われていること。
 - ③ 構成員による学術研究の発表又は討論のための集会を年1回以上開催していること。
 - ④ 学術研究論文(概要及び抄録を含む。)の発表のための刊行物(自然科学分野におけるものにあっては、査読制度又はこれに準ずる制度が設けられているものに限る。)を年1回以上発行していること。
 - ⑤ 運営及び活動に係る方針を決定する総会又はこれに準ずるものを年1回 以上開催していること。
 - ⑥ 構成員の資格を特定の地域内に居住し、又は勤務している者に限らないこと。
 - (イ) 日本学術会議会員推薦管理会による協力学術研究団体に記載されていない団体で前(ア)の①~⑥に掲げる要件を全て満たしていると委員会が判断した団体。
 - イ 国際学術誌については、Clarivate Analytics社のJournal Citation Reportsに記載されている学術雑誌であること。
- (2) 修士論文の内容が、当該研究分野において優れたものであること。
- 2 委員会は、審査結果を専攻会議の議を経て研究科長に報告する。
- 3 研究科長は、前項の報告に基づき、研究科委員会の審議を経て、早期修了候補 者を学長に上申する。
- 4 研究科長は、早期修了候補者の認定を受けた者に対し、早期修了候補者認定通知書(様式3)により速やかに通知する。 (雑則)
- 第8条 この要項に定めるもののほか、早期修了の認定に関し必要な事項は、農学研究科において別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要項は、平成30年度第1学年入学者から適用し、平成29年度以前の入学者並びに当該入学者と同学年に転入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年2月20日要項第7号) この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和4年3月28日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

様式1(第3条関係)

早期修了認定申請書「別紙参照」

様式2(第3条関係)

推薦書

[別紙参照]

様式3(第3条関係)

履歴書

「別紙参照]

様式4(第3条関係)

研究業績書

「別紙参照]

様式5(第5条関係)

早期修了予定者認定登録取下願「別紙参照」

様式6(第7条関係)

早期修了候補者認定通知書

[別紙参照]

早期修了認定申請書

年 月 日

農学研究科長 殿

申請者 所 属 専 攻 農学専攻 所属コース 学 生 番 号 氏 名 (自署)

下記のとおり早期修了を希望しますので、申請します。

記

1	早期修了を希望する理由
2	添付書類 □ 推薦書 □ 学術論文(以下のいずれかに○をつけること) ・公表論文 ・掲載決定論文 ・掲載決定論文 (学術専門誌の掲載決定証明書又はそれに準ずる書類を含む) ・投稿中論文、掲載拒否の判定がされていないことを示す書類 (学術専門誌への投稿中を証明する書類又はそれに準ずる書類を含む) □ 履歴書 □ 研究業績書
3	指導教員及び所属専攻長の承認 上記の者は、早期修了の認定申請者として適格であると判断します。 <u>主指導教員名</u> <u>副指導教員名</u> <u>副指導教員名</u> <u>副指導教員名</u> <u></u> 車攻長名
	<u> </u>

推薦書

年	月	日

農学研究科長	穀
--------	---

主指導教員名	(自署)

下記の者は、特に優れた研究業績を上げ、早期での修了認定を受ける者として、ふさわしい資質を持っていることを認め、ここに推薦します。

記

推	薦	理	由	(※)						

※推薦理由は推薦者が記入すること。推薦理由、研究業績に対する所見などについて、具体的に記入してください。

履歴書

	Į.	覆	歴	書	±	
フリガナ			\Box			
氏 名			性 別	生年月日 (年齢)	年(満	月 日 歳)
現住所	Ŧ					
		学歴(高校卒業	美後から記入)		
年 月				事 項		
年	月				-	
年	月					
年	月					
年	月					
年	月					
年	月					
		稍	能	 花		
年 月				事 項		
年	月					
年	月					
年	月					
年	月					
年	月					
		その	の他特記	事項		
年 月	$\overline{\top}$			事 項		
年	月	,		,		
年	月					
年				上記0	のとおり相違あ	りません。
·				氏名		(自署)

研究業績書

		研	究	業	績	書			
							年	月	日
						氏名			(自署)
	単著、	発行又	発行所、	松丰 州					(11 11)
著書、学術論文等の 名称	共著の別	は発表の年月	誌等又は 会等の名	発表学		概	要		

早期修了予定者認定登録取下願

年 月 日

農学研究科長 殿

\mathbf{H}	h =+ +	
Ħ	日語者	

所属専攻 農学専攻 所属コース 学生番号 (自署) 氏 名

下記理由により、早期修了予定者として認定された登録を取り下げたいので、届出します。

	記
1	早期修了予定者として認定された登録を取り下げる理由
2	指導教員の確認
	早期修了予定者として認定された登録を取り下げる理由について確認しました。
	主指導教員名
	<u>副指導教員名</u> <u>副指導教員名</u>
3	所属専攻長の承認
	早期修了予定者の認定登録取り下げを承認します。
	<u>專攻長名</u>

早期修了候補者認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

農学研究科長

00 00 即

年 月 日付で申請のあったこのことについて、以下の日付での早期修了候補者として認定 しましたので通知します。

記

1. 入 学 年 月 日: 年 月 日

2. 早期修了予定年月日: 年 月 日